

和歌山県森林環境保全整備事業実施要領

平成28年 5 月 26 日 森第05260014号

(最終改正)

令和 7 年 6 月 2 日 森第262号

(定義)

第 1 和歌山県森林環境保全整備事業の実施については、和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱（平成12年 4 月 7 日付け森第33号、以下「県保全要綱」という。）によるほか、この定めによるものとする。

事前に提出する資料等

(事業予定調書)

第 2 事業の採択を希望する事業主体は、前年度の 9 月末日までに、別記様式第 1 号により、その事業内容等を知事に提出しなければならない。

(事前計画)

第 3 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙 6 第 5 の 3 に定める事前計画については、別記様式第 2 号により作成し、施業の着手までに知事に提出するものとする。知事は内容を審査し適当と認められる場合は、計画を受理するものとする。

事業の実施

(事業管理)

第 4 事業主体は、実施状況を証明するために以下を行うものとする。

(1) 標準地の設定

施行状況等を証明するため、施行地内における標準的な林況の箇所を標準地として設定すること。なお、施行地内において、成立本数等の著しい相違、施行状態の粗密等がある場合は、状況に応じた複数の標準地を適切に設置すること。また、標準地にはマーキング等を施し、現地検査時に設定箇所が確認出来るようにすること。

(2) 写真撮影（共通事項）

以下のアからクについて撮影、準備すること。ただし、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等（以下「オルソ画像等」という。）が提出された場合に限り、アからカを省略することができる。なお、写真は全てGNSSデータ等が記録される機材で撮影するものとする。

ア 設定した標準地における、事業実施前、及び完了後の写真

なお、写真は、事業内容及び施行箇所、また、完了後の写真にあっては、併せて完了状況の成績（植栽の場合：樹種、植栽本数、間伐等の場合：伐採前本数、伐採本数、成立本数、伐採率、伐採木の平均胸高直径等）がわかるように編集及び整理すること。

イ 標準地の他、施行地全体の完了状況がわかる写真

なお、概ね1haの施行区域に対し1枚以上の割合により撮影すること。

ウ 作業を行っている状況の写真

エ 下刈りについては、遠景及び近景の写真

オ 現地測量を行った場合は、その実施状況の写真

カ 施行区域を示す起点の測点杭の写真

キ 現地検査時に完了状況等が確認できないものについて、その施行を証明できる写真等の資料

ク 地拵え方法や選木の有無、集材システムの別等、適用する標準単価の判別に不可欠な施行状況写真等の資料

(3) 施業図（施行区域図）の作成

以下のアからエによる。ただし、オルソ画像等が提出された場合は、この限りではない。

ア 施行区域の測量方法は、原則としてコンパス又はGNSS等によるものとする。ただし、面積1ha未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。また、図中に(1)により定める標準地及び(2)のイの箇所を記載すること。なお、施行区域を地籍調査により得られた座標値等により設定する場合は、測量を省略できるものとする。この場合、当該座標値等を準用した内容を施業図に明記すること。

イ コンパス等による測量の場合は、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。

ウ GNSS等による測量の場合は、許容される精度は、3m以内とする（GNSSにより測量を行い補助金の交付申請を行う際は、「GNSS測位機器による造林補助金交付申請マニュアル（事業主体用）」に基づき、事前に県と協議を行うとともに、適正に実施すること。）。

エ 過去に同一の施行地において検査に合格した施行地情報（位置、区域、面積等）が和歌山県森林クラウドシステム等に登録されている、かつ申請する施行区域と当該登録情報が同一である場合は、当該登録情報を施業図として活用できるものとする。

オ 全ての測点杭は、現地検査時に残存している耐久性のものとし、起点の測点杭にあっては、交付決定条件に定める補助金相当額の返還義務期間中、残存する耐久性をもった材質のものとする。

（区域等の算定基準）

第5 事業成果の算定方法については、別に定める標準単価の各適用基準によるほか、以

下によるものとする。

(1) 施行区域等

造林地として認める外周は、原則として地拵えが完了している地域とする。

除伐、保育間伐、間伐、更新伐（以下「除・間伐等」という。）及び樹下植栽のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域の面積とする。なお、申請にあたっては施行地ごとに面積について0.01ha、延長についてはmを最小単位とし、最小単位以下は切捨てとする。

(2) 除地

施行地内の植栽不可能地であって、1か所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、造林面積からその面積を差し引くこと。なお、植栽の不実行又は前項の除地があるときは、その位置及び面積を実測し、これを施業図に図示するものとする。ただし、0.05ha未満の場合は見込みにより行っても差し支えない。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1か所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(3) 施行本数

植栽本数等、施行本数の認定は、県の検査員が施行地内の標準地とみなされる任意の場所に水平面積で100㎡を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法（以下「本数検査法」という。）により行う。

(4) 枯損率

枯損率は、前項に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数／植栽本数により算出する。

(5) 植栽本数の査定

植栽に関し、枯損率が20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。なお、枯損率が20%を超えるものは完了と認めないものとする。

(6) 樹種区分

1 施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、実測により面積を按分して区分すること。なお、実測により面積を区分することが困難な場合は、本数比により面積を按分して区分すること。

(7) 雪起こし及び倒木起こしの本数及び面積

雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により検査し、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を把握する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。なお、被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一施業が可能な区域を単位として取り扱う。

(搬出材積等の証明資料)

第6 間伐材等の搬出作業及び搬出材積については、原則として次により証明するものとし、これによりがたい場合は事前に振興局と協議を行うものとする。

(1) 搬出作業状況を証明する資料

搬出作業の状況、使用した集材機械（車両系・架線系）及び集積場所における、はい積状況が確認できる写真

(2) 搬出材積を証明する資料

出荷先の入荷伝票等（販売先など事業主体以外のものが証明する資料）。なお、搬出した間伐材等が未出荷のため、入荷伝票等が無い場合は、県の竣工検査時に、事業主体が測定した搬出材積、現地にはい積みされている間伐材等を照合し確認を行うものとする。また、事業主体自ら利用したために入荷伝票等が無い場合には、申請出荷数量が確認できるはい積写真と検地野帳により証明すること。

(3) その他

重量計算により販売する場合にあつては、販売重量1 tあたり1 m³の計算により体積に換算するものとする。

(平均胸高直径調査表)

第7 県保全要綱第4条第2項に定める添付書類のうち平均胸高直径調査表の作成にあつては、標準地を第4の(1)の規定に基づき設定し、調査するものとする。

(松くい虫対策の証明資料)

第8 松くい虫による被害木等の伐倒・処理の証明

薬剤等の搬入及び数量が確認できる写真、使用後の数量が確認できる写真及び全ての伐倒木へナンバータペを貼付し処理材積が確認できる写真を撮影し、集計表と照合することで本数、伐倒材積等を証明するものとする。

(間接費、共通仮設費等に関する確認資料)

第9 間接費、共通仮設費等の加算を適用する施行地における証明資料は以下によるものとする。

(1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入実態状況調査表と照合が可能な、保険料の払い込み済み証明書等。

(2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況記録等。

(3) 下刈りにおける熱中症対策による加算については、県が別に定める期間（以下「加算対象期間」という。）が、施業実施期間の過半を占めていることが分かる業務日報。ただし、施業実施期間が加算対象期間の前後にまたがる場合に限る。

(4) 衛星通信機器等の活用による加算については、当該機器等が緊急時の連絡体制整備に活用されていることがわかる連絡体制図、契約書、現場における活用状況がわ

かる写真等。

(事業主体に関する確認資料)

第10 補助の要件に合致していることの証明資料は以下によるものとする。

(1) 事業主体としての要件を満たしていることを証明する資料

ア 査定係数に係る次の書類等

① 森林法第11条に規定する森林経営計画等

② 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

③ 間伐等（森林経営計画に基づき実施するものを除く。）については、集約化実施計画の団地名又は森林共同施業団地の設定に係る協定書

④ 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画

イ 事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書

ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していることを証明する資料。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書等

(3) 事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係を証明する資料。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書

(資材の購入数量、規格等の証明資料)

第11 標準単価に数量や規格が定められている資材（苗木、獣害防止施設等）については、購入数量や規格が確認できる購入伝票等の資料により購入を証明するものとする。

(施行地の確認)

第12 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間

伐、間伐及び更新伐を実施していないことを直近の施行内容に関する資料で確認するものとする。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認するものとする。

竣工検査に関するその他の事項

（検査の立合）

第13 検査には申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人が立会うものとする。

（中間検査）

第14 大規模施行地や遠隔地にある施行地など、現地検査に相当の時間を要する場合その他の合理的な理由がある場合は、現地検査のみを先行又は分割して要求することができる。なお、要求にあたっては、別記様式第3号により申請するものとする。

2 第1項の中間検査において、事業主体は知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

（再検査）

第15 検査の結果、完成と認められず、当該申請者が手直しに必要な整備を当該年度内における一定期間内に行い、その旨を検査者に申し出たときは、再検査を行うものとする。

その他

（協定）

第16 特定機能回復事業における協定では、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間は森林以外の用途に転用する行為又は立竹木の全面伐採除去を行う行為その他補助目的を達成することが困難となる行為を行わない旨を定めるものとする。

（別途提出すべき資料）

第17 測量成果のデジタルデータ及び起点の測点杭の座標データについて、原則として事業実施年度末までに提出するものとする。

（森林所有者への報告）

第18 森林所有者からの受託（森林経営計画に関する長期受委託契約を含む）により事業を実施しようとする事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込みを示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告するものとする。

（書類の保存期間）

第19 事業主体は、交付決定条件に定める補助金相当額の返還義務期間中、補助金交付申

請書及び本実施要領に基づく関係書類を保存するものとする。

（補助対象苗）

第20 人工造林に用いる苗のうちスギ及びヒノキにあつては、和歌山県造林用種苗需給調整要綱（昭和37年1月30日）の需給計画に基づく配布苗とする。ただし、自家消費苗を用いる場合及びその他知事が必要と認めるものについてはこの限りではない。また、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝子攪乱の防止に配慮するものとする。

（造林作業の省力化及び低コスト化）

第21 事業の実施にあつては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力化及び低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

（獣害防止施設の維持管理）

第22 事業主体は県保全要綱第6条の(4)に規定する保育管理として、和歌山県森林環境保全整備事業により整備した獣害防止施設の適切な維持管理を行うものとする。なお、獣害防止施設の点検を実施した際は、別記様式第4号にその内容を記録し、振興局林務課の求めに応じて報告するものとする。また、当該報告書は、獣害防止施設の整備と一体的に実施した施業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間記録及び保管するものとする。

（森林保険）

第23 事業の実施にあつては、森林所有者は施行地の森林保険の活用を検討し、できる限り加入に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第20条の規定は平成32年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

和歌山県森林環境保全整備事業 事業予定調書

[illegible]

※ 記載年度の採択基準、標準単価等により試算し、記載すること

別記様式第 2 号（第 3 関係）

年度和歌山県森林環境保全整備事業事前計画
（農山漁村地域整備交付金）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名

和歌山県森林環境保全整備事業実施要領第 3 の規定により、下記のとおり提出します。

- 1 実施予定箇所及び面積
- 2 実施予定期間
- 3 年度別計画（概数）
- 4 添付資料
- 5 その他
- 別記
- 市町村
- 地区
- ha
- 年 月 日
- ～
- 年 月 日
- 別紙のとおり
- ・ 位置図（1:50,000及び1:5,000）（森林作業道・獣害防止施設の位置を含む）
- ・ 苗木生産業者への発注書等
- 森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為はいたしません。
- 森林作業道を作設する場合は、和歌山県森林作業道作設指針に基づき実施します。

別記様式第2号（第3関係）（別紙）

番号	年度	伐倒面積 (ha)	搬出集積面積 (ha)	植栽面積 (ha)	搬出材積 (m ³)	出材予定時期	作業システム (車両系・架 線系別等)	植栽苗木の樹 種・品種
1								
2								
合計								

	獣害防護柵等 の事業量 (m・本)	森林作業道 の開設・改良 の別	森林作業道 の延長 (m)	森林作業道 の管理者	現状の 林内路網密度 (m/ha)	森林経営計画 の有無	森林経営計画 の認定番号	備考
1								
2								
合計								

※ 森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針を備考欄に記載する。

別記様式第2号（第3関係）（別紙）

番号	年度	伐倒面積 (ha)	搬出集積面積 (ha)	植栽面積 (ha)	搬出材積 (m3)	出材予定時期	作業システム (車両系・架 線系別等)	植栽苗木の樹 種・品種
1	令和3年度	1.20	1.20	1.20	480	令和3年10月	車両系	少花粉スギ
2	令和3年度	2.10	2.10	2.10	840	令和3年12月	架線系	少花粉ヒノキ
合計		3.30	3.30	3.30	1,320			

	獣害防護柵等 の事業量 (m・本)	森林作業道 の開設・改良 の別	森林作業道 の延長 (m)	森林作業道 の管理者	現状の 林内路網密度 (m/ha)	森林経営計画 の有無	森林経営計画 の認定番号	備考
1	360	開設	100	〇〇森林組合	100	有	2017-0003	
2	630	無				無		令和4年2月作成予定
合計	990		100					

※ 森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針を備考欄に記載する。

別記様式第 3 号（第14関係）

年度和歌山県森林環境保全整備事業の中間検査について

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名

和歌山県森林環境保全整備事業の中間検査について、和歌山県森林環境保全整備事業実施要領第14の規定により申請します。

獣害防止施設の点検内容報告書

1 施行地の情報

事業主体名				
事業名				
施行箇所				
植栽年度		植栽樹種		
植栽面積（ha）		植栽密度（本/ha）		
種別	☐	獣害防護柵	☐	獣害防護筒
設置延長又は本数	延長（m）		本数（本）	

2 点検内容

実施年度	実施月 日	点検者 氏名	点検結果※		対応 有無	対応内容
			施設	植栽木		

※ 点検結果は下表に示す区分を記入する

点検結果（施設）	点検結果（苗木）
A 破損なし	A 被害なし（被害1割未満）
B 軽微な破損あり （既存の資材で補修可能な程度）	B 軽微な被害あり（被害3割未満）
C 破損あり （一部資材の入替えを要する程度）	C 被害あり（被害5割未満）
D 甚大な破損あり （再整備を要する程度）	D 甚大な被害あり（被害5割以上）

（記入要領等）

- ・和歌山県森林環境保全整備事業により整備した獣害防止施設の点検を実施した際は「2 点検内容」にその内容を記入すること
- ・「2 点検内容」は、植栽年度の翌年度から起算して5年間記入し、保管すること
- ・点検は、別紙参考「獣害防止施設の点検チェックシート」を参考に、現地の諸条件を考慮し、適切に行うこと
- ・「対応内容」は「対応の有無」が有の場合のみ、補修内容等を簡潔に記入すること
- ・事業施行地を管轄する振興局の求めに応じて、提出すること

獣害防止施設の点検チェックシート

点検のポイント

- 1 現地の諸条件に応じて、適切な点検頻度、点検項目、点検方法を検討すること
 （考慮すべき諸条件）
 植栽面積、植栽樹種、植栽密度、植栽時期、地形、周辺森林の獣害状況、過去の獣害状況、生息する獣の種類、獣道の有無、倒木リスク、落石リスク、積雪量等
- 2 台風や降雪等により獣害防止施設の破損が危惧される際は、臨時点検を行うこと

1 施行地の情報

事業主体名				
事業名				
施行箇所				
植栽年度		植栽樹種		
植栽面積（ha）		植栽密度（本/ha）		
種別	☐	獣害防護柵	☐	獣害防護筒
設置延長又は本数	延長（m）		本数（本）	

2 チェックシート

項目	問題の有無		原因・対応状況等
	有	無	
獣害防止施設に係るチェック項目			
張りロープのたるみ	☐	☐	
ネットの高さ（1.8m以上か）	☐	☐	
ネットの破れ	☐	☐	
ネットの継ぎ目の開き	☐	☐	
押さえロープの接地	☐	☐	
スカートネットの接地	☐	☐	
アンカーの浮き	☐	☐	
支柱の破損	☐	☐	
支柱のネット固定部の状態	☐	☐	
植栽木に係るチェック項目			
食害	☐	☐	
その他チェック項目			
シカ等の足跡や糞	☐	☐	
獣道	☐	☐	
倒木・落石	☐	☐	
周辺森林の被害	☐	☐	